

# 予防技術検定模擬テスト

## — 解説付 —

No.170

**[共通]** 問1 次に掲げる設備のうち、消防法令上、対象火気設備等に該当しないものを1つ選べ。

- (1) 固体高分子型燃料電池による発電設備であって火を使用しない燃料電池発電設備(配管設備等を除いたもの)
- (2) 全出力30kWの変電設備(総務省令で定める急速充電設備以外のもの)
- (3) 5,000アンペアアワー・セルの蓄電池設備
- (4) 全出力30kWの急速充電設備

**[消防設備]** 問1 性能規定化に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」とは、通常用いられる消防用設備等に代えて、総務省令で定めるところにより消防長又は消防署長が、その防火安全性能が当該通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると認める消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設をいう。
- (2) 「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」における「防火安全性能」とは、「火災の拡大を初期に抑制する性能」、「火災時に安全に避難することを支援する性能」又は「消防隊による活動を支援する性能」をいう。
- (3) 特殊消防用設備等の点検は、1年以内で設備等設置維持計画に定める点検の期間ごとに行う。
- (4) 消防長又は消防署長は、特殊消防用設備等の設置に係る工事が完了した旨の届出があったときは、遅滞なく、当該特殊消防用設備等が設備等設置維持計画に適合しているかどうかを検査しなければならない。

**[消防設備]** 問2 排煙設備に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 「防煙壁」とは、間仕切壁、天井面から50cm(延面積が1,000m<sup>2</sup>以上の地下街にあっては80cm)以上下方に突出した垂れ壁その他これらと同等以上の煙の流動を妨げる効力のあるもので、不燃材料で造り、又は覆われたものをいう。
- (2) 「防煙区画」とは、防煙壁によって、床面積500m<sup>2</sup>(延面積が1,000m<sup>2</sup>以上の地下街にあっては300m<sup>2</sup>)以下に区画された部分をいう。
- (3) 「消火活動拠点」とは、特別避難階段の附室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所で消防隊の消火活動の拠点となる防煙区画をいう。
- (4) 消火活動拠点に設ける排煙口又は給気口に接続する風道には、自動閉鎖装置を設けたダンパーを設置しなければならない。

**[防火査察]** 問1 消防法に基づく立入検査及び違反処理に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 消防法第4条第1項に基づく立入検査については、法令上の時間的制限はないが、相手方の経済活動の自由等への関与の程度と、立入検査実施の火災予防上の必要性を比較し、極力必要最小限度の関与となるよう、基本的には日中又は営業時間内等に立入検査を行うことが望ましい。
- (2) 消防法第4条第1項に基づく立入検査の結果等について、捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会があった場合、消防機関は、消防法第4条第4項の規定による守秘義務があるので、照会内容に対し一般的には報告する必要はない。
- (3) 消防法の罰則は、命令違反を前提とする罰則規定と規定違反に対する直接の罰則規定に分類され、命令違反を前提とする罰則規定に係る違反については、原則として違反処理基準に基づいて警告・命令を発動し、罰則の適用を促すための告発を実施する必要がある。
- (4) 消防法第4条第2項に規定する証票は、立入検査権を有する消防職員であることを示すものであり、関係のある者から請求があった場合は、証票を提示しなければならない。なお、証票の提示は、その目的から1回の立入につき提示請求権を有する最初の請求者にすればよい。

**[防火査察]** 問2 消防法に基づく命令を発した場合における標識の設置場所等に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 複数のテナントが存する防火対象物について一つのテナントのみに命令を発した場合は、命令を発したテナントの出入口に標識を設置することを原則とする。なお、必要に応じて防火対象物の出入口に設置する。
- (2) 複数のテナントが存する防火対象物について複数のテナントに命令を発した場合は、命令を発したテナントの出入口ごとに設置することを原則とする。なお、必要に応じて防火対象物の出入口に設置する。
- (3) 防火対象物全体にかかる措置命令を発した場合で、当該防火対象物に出口が複数存する場合は、防火対象物の主要な出入口に設置する。なお、出入口の使用状況から判断して、一箇所の標識の設置では不十分な場合は、複数設置することができる。
- (4) 防火対象物全体にかかる措置命令を発した場合で、当該防火対象物に出口が複数存する場合等は、主要な出入口へ標識を設置することを消防本部等のホームページに掲載することで代替することができる。

## 〔共通〕

## 問1 答 (1)

**解説** 「対象火気設備等」とは、「火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備であつて総務省令で定めるもの」(消防法施行令第5条)をいう。

この総務省令として「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(以下「火気設備省令」)」第3条が定められている。

- (1) 火気設備省令第3条第11号燃料電池発電設備のうち火を使用するものだけが対象火気設備等に該当するため、誤り。なお、第3条柱書きで、同設備については配管設備等を除いたものが対象とされている。
- (2) 同条第15号により正しい。
- (3) 同条第17号により正しい。
- (4) 同条第20号により正しい。

「対象火気設備等」は消防法第9条(火を使用する設備、器具等に対する規制)に係る用語である。

同条は、従来「かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生の恐れのある設備の位置、構造及び管理、こんろ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生の恐れのある器具の取扱その他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項は、市町村条例でこれを定める。」とされており、規制内容は市町村条例に委ねられていたが、「その使用に際し、火災の発生の恐れのある設備」には、本問で取り上げたような設備も含まれるため、新しいタイプの製品が輸入されると市町村がそれぞれ独自の基準で規制するようになって、非関税障壁であるとして国際問題になるようになった。

このため、平成13年7月、同条は市場アクセスの一層の改善を図る観点から「……、政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める。」と改正されるとともに、消防法施行令第5条～第5条の5及び火気設備省令が新設されて、市町村条例の内容が統一的に定められることになった。

対象火気設備等として、充電設備と蓄電池設備は平成14年3月の火気設備省令制定時から定められていたが、燃料電池発電設備は平成17年3月、急速充電設備は平成24年3月にそれぞれ追加されている。(参考: 東京理科大学「消防法令改正経過検索システム」)

## 〔消防設備〕

## 問1 答 (3)

**解説** (1) 令第29条の4第1項により、正しい。  
 (2) 令第29条の4第1項により、正しい。  
 (3) 規則第31条の6第2項により、特殊消防設備等の点検については、設備等設置維持計画に定める点検の基

準、点検の期間及び点検の結果についての報告の期間に従って行うこととされており(規則第31条の3の2第6号)、「1年以内」などの縛りは特にないため、誤りである。

消防法第17条の3の3では、特殊消防用設備等の点検についても「総務省令で定めるところにより、定期に、」点検することを求めているが、特殊消防用設備等は、点検期間を延ばすこと自体を目的として開発される場合もありうるため、設備等設置維持計画に「点検の期間及び点検の結果についての報告の期間」の設定を委ねているものと考えられる。

- (4) 規則第31条の3第2項により、正しい。

## 問2 答 (4)

**解説** (1) 規則第30条第1号イにより、正しい。

(2) 規則第30条第1号イにより、正しい。

(3) 規則第30条第2号イにより、正しい。

(4) 規則第30条第3号ホ(ニ)では、消火活動拠点に設ける排煙口又は給気口に接続する風道には、自動閉鎖装置を設けたダンパーを設置してはならないこととされているため、誤り。

火災が排煙設備の風道を介して延焼することを防止するため、風道が耐火構造の壁又は床を貫通する箇所等にはダンパーを設けることがある(規則第30条第3号ホ)。このダンパーは、火災により風道内部の温度が著しく上昇したとき以外は閉鎖しないこと、自動閉鎖装置を設けたダンパーの閉鎖する温度は280℃以上とすることとされているが(同号ホ(ハ))、消火活動拠点の排煙、給気は特に重要であるため、そこに設ける風道には、そのような自動閉鎖装置を設けたダンパーであっても設けてはならないこととされている(同号ホ(ニ))。排煙風道の防火ダンパーの開閉は、消防隊自身が行うことが前提である(同号ホ(イ)参照)。

## 〔防火査察〕

## 問1 答 (2)

**解説** (1) 立入検査マニュアルにより適当。

(2) 立入検査マニュアルにより、弁護士会、捜査機関などから立入検査の結果等について、法律の規定(弁護士法第23条の2、刑事訴訟法第197条第2項等)に基づく照会があった場合、消防機関は、照会内容に対し一般的には報告する必要があるので、不適当。

(3) 違反処理マニュアルにより適当。

(4) 立入検査マニュアルにより適当。

## 〔防火査察〕

## 問2 答 (4)

**解説** (1) 消防法の一部改正に伴う立入検査及び違反処理に関する執務資料について(平成14年10月24日付消防安第107号、消防庁防火安全室長通知(以下「107号通知」という。))により適当。